

令和8年8月21日

令和8年8月千葉豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

千葉県 22団体(18市4町)

2 繰上げ交付額

86億9,900万円

3 日程

令和8年8月21日(金) 交付決定及び現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 境、土屋、山崎
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)

(別紙)

令和8年8月千葉豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

＜千葉県＞

(18市4町)

団体名	繰上げ交付額
千葉市	30億6,700万円
船橋市	3億4,200万円
館山市	3億7,800万円
松戸市	6億5,300万円
茂原市	3億1,300万円
佐倉市	2億300万円
東金市	2億8,000万円
習志野市	8,500万円
柏市	3億6,900万円
八千代市	2,400万円
我孫子市	4億1,800万円
鎌ヶ谷市	3億4,800万円
四街道市	2億9,900万円
八街市	3億4,900万円
白井市	8,500万円
大網白里市	2億5,300万円
白子町	1億3,500万円
長柄町	1億300万円
富里市	1億9,800万円
山武市	5億4,200万円
酒々井町	8,600万円
九十九里町	1億6,900万円
合計	86億9,900万円

交 付 総 額	86億9,900万円
---------	------------